



2020年9月11日

各 位

会 社 名 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高 田 昭 人
(コード番号：6615 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長
仙 波 陽 平
(TEL. 048-724-0001)

ストックオプション（新株予約権）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2015年12月22日の当社取締役会で発行を決議した第1回新株予約権について、下記のとおり新株予約権の一部を取得及び消却することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 取得及び消却の理由

当社は、2019年7月に判明した、当社中国連結子会社等における不適切な会計処理に関し、同年8月7日に当社が設置した外部調査委員会によって事態の全容把握及び原因究明をし、当社連結財務諸表への影響額を確定いたしました。そして同年10月28日に当社が外部調査委員会より受領した調査報告書に記載のとおり、当社取締役であった甲氏及び乙氏が不適切な会計処理の一部について指示していたこと、また、それらの多くについて認識又は認容していたことが認定されております。

当社は、取締役としての善管注意義務違反及び不法行為に基づき当社が被った損害の賠償請求をすべく、2020年6月に当社代理人弁護士を定め請求手続きを開始しております。今後、新たな経営体制において、相手方との交渉等の進め方を議論してまいります。なお、損害の範囲及び請求金額については現時点の後も継続して発生する可能性もあり、現時点においては確定しておりません。

当該事案により、甲氏及び乙氏の所有する第1回新株予約権が、同新株予約権割当契約書における「その他権利行使条件等」で規定されている、新株予約権を行使できない条件※に該当することから、当社が無償で取得し、これを消却するものです。

※「その他権利行使条件等」において、法令・社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合、新株予約権者の新株予約権を無償で取得できることと規定しています。

2. 取得及び消却の対象となる新株予約権の概要

第1回新株予約権（2015年12月22日臨時株主総会決議）

① 新株予約権の数	4,330 個（866,000 株）
② 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
③ 新株予約権の発行日	2016年1月13日
④ 新株予約権の行使価格	775 円
⑤ 新株予約権の行使期間	2017年12月23日～2025年12月22日

3. 取得及び消却の内容

① 取得及び消却する新株予約権の数	920 個（184,000 株）
内訳	
甲氏	460 個（92,000 株）
乙氏	460 個（92,000 株）
② 新株予約権の取得価格	無償
③ 新株予約権の消却日	2020年9月11日

4. 業績に与える影響

本件による2021年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以上